

# 〇〇〇〇法人情報公開要綱

## ( 経営状況資料等公開用 )

### ( 趣旨 )

第1条 この要綱は、長野県情報公開条例(平成12年長野条例第37号。以下「条例」という。)第33条の規定に基づき、法人(以下「 」という。)が行う情報公開の実施について必要な事項を定めるものとする。

### ( 対象文書 )

第2条 情報公開の対象とする文書(以下「対象文書」という。)は、 の次の各号に掲げる文書とする。

[ 別記参照 ]

### ( 公開申出 )

第3条 何人も、この要綱の定めるところにより、 に対して対象文書の公開の申出(以下「公開申出」という。)をすることができる。

2 公開申出は、公開申出書(別記様式)を の 課に提出して行うものとする。

### ( 公開の実施 )

第4条 は、公開申出があったときは、速やかに、次の各号に定めるところにより、公開申出者に対し、公開申出に係る文書を公開するものとする。

- (1) 公開の場所 の 課
- (2) 公開の日時 の休日以外の日の午前8時30分から午後5時まで

2 文書の公開は、文書の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

### ( 費用の負担 )

第5条 前条第2項の規定により文書の写しの交付を受けるものは、その費用として、複写1枚につき 円を負担するものとする。

### ( 情報公開の総合的な推進 )

第6条 は、県民が対象文書を容易に閲覧することができるよう、対象文書の写しを長野県行政情報センタ に資料提供するとともに、広報誌、 のホームページ等を活用し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

### ( 補則 )

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、 〇〇 が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行し、平成 年度以後の事業年度に係る財務諸表について適用する。

## 別記 対象文書

### 1 株式会社以外の法人の場合

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書
- (11) (以下、各法人が公開の対象とする資料を列挙)

### 2 株式会社の場合

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 営業報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 利益の処分又は損失の処理
- (7) (以下、各法人が公開の対象とする資料を列挙)

別記様式

# 公開申出書

年 月 日

法人

理事長

殿

住 所

氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり対象文書の公開の申出をします。

<p>対 象 文 書 (該当するものを で囲んでください。)</p>	<p>1 定款又は寄附行為 2 役員名簿 3 . . . . . 4 . . . . . 5 . . . . . . . . . .</p>
<p>公 開 の 方 法 ( 同 上 )</p>	<p>1 閲覧 2 写しの交付</p>